

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(46)

小早川義則

Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896年5月18日)

——公共輸送機関での黒人と白人の分離を要求ないし認容する州法は不合理でないし、黒人の子供に対し学校の分離を要求する制定法以上に第14修正のデュー・プロセス条項に違反するということはできない。

【事実の概要】

アメリカ市民でルイジアナ州に居住していた本件申立人プレッシー (X) は混血の子孫 (mixed descent) で白人 (Caucasian) の血が8分の7、アフリカ黒人 (African) の血が8分の1の割合で混っていたがそのことは彼の外見上見分けがつかなかった。彼は1892年6月7日、ニューオーリンズからConvingtonまでの東ルイジアナ

鉄道の1等車の切符を購入し直ちに旅客列車に乗り込み白人の乗客だけに割り当てられている車輛の空席に座った。ルイジアナ州法によって運輸業者 (common carrier) として認可されている同鉄道会社には市民を人種別に区分けする権限はなかったにもかかわらずXは黒人であるというだけの理由で上記列車から立退き非白人用に割り当てられている車輛への移動を車掌から要求され、それに応じなければ処罰すると告げられた。そのような要求に従うことを拒否したためXは、駆け付けた警察官によって上記車輛から強制的に排除されたうえニューオーリンズ郡刑務所に投獄された。

プレッシー (X) はその後、予備審問のために市の裁判官 (the recorders) の下に引致されたうえオーリンズ郡刑事地方裁判所に付託され上記事実に関する法律違反で起訴状 (information) が作成された。Xは合衆国憲法に違反することを理由にそのような起訴に対し異議 (demurrer) を申し立て、これに対し地方検事は逆に異議を申し立てた。そこで地裁は両者の申立てを併合したうえで、裁判所の禁止令状 (writ of prohibition) がない限り、さらに手続きを進め罰金 (fine) および投獄を言い渡すことになるとして起訴状に挙示された事実について答弁するようXに命じた。他方、禁止令状がなぜ発付されないのかその理由を示すよう命じられた被上告人は、制定法の合憲性を主張しつつXは黒人であることを認めず混血の割合についても答弁を拒否しているからであると答えた。

事件は州最高裁での審理に移り、同最高裁は、本件起訴の根拠とされた法律は合憲であるとの意見を述べたうえで、Xによって求められている救済を否定した。これに対しXが誤審令状 (writ of error) による救済を求めたところ、ルイジアナ州最高裁の首席裁判官によってこれが認められたのが本件である。

Brown裁判官は以上のような事実を述べた後8対1で法廷意見を言い渡した。

【法廷意見】

本件は、白人と黒人を分離した鉄道車輛

(separate railway carriages) を規定する1890年のルイジアナ州法の合憲性いかにかわりがある。

同法第1節は、“当州においてそれぞれの客車(coaches)で乗客を運送するすべての鉄道会社は白人と黒人に対し平等だが分離された設備(equal but separate accommodations)を提供するものとする。……何人も、自己が属する人種に割り当てられた座席以外の車輛で座席を占有することは認められない”と規定する。

第2節は、“そのような乗客車輛の職員(officers)はそれぞれの乗客に対しその乗客が属する人種によって各別に使用される車輛ないしコンパートメントを割り当てる権限を有する。自己が属しない人種の車輛ないしコンパートメントに乗ることに固執する乗客は25ドルの罰金(fine) または20日間を越えない間州刑務所に投獄される、そして乗客が割り当てられた車輛ないしコンパートメントに移動することを拒否すれば、上記職員にはその車輛で彼を運送することを拒否する権限があり、彼または鉄道会社は州の裁判所においてそのような拒否に対しいかなる損害賠償の責任を負うことはない”と規定する。

第3節は、法に従った職員等の命令への拒否に対し刑罰を科す、ただし、他の人種の子供に同道する保母(nurses)には一切適用されないと定めている。

刑事地方裁判所で提出された起訴状は実質的に(in substance) 次のように記載していた。ルイジアナ州内の2つの駅の間で乗客であったXは、同会社の職員によって彼が属する人種にのみ使用される車輛を割り当てられたにもかかわらず他の人種の車輛に乗ることに固執した。起訴状も申立て(plea)も彼の人種ないし肌の色(color)について言及していなかった。

禁止令状発付の申請書によれば、Xには8分の7の白人の血と8分の1のアフリカ黒人の血が混じっている、このことは彼の外見上から分らなかった。彼は合衆国の白人の市民に保障されているあらゆる権利や特権を有していた、このような理由に基づき彼は白人の乗客に割り当

てられていた車輛の空席を占有していたがその席を空け渡し黒人に割り当てられている他の車輛に移るよう車掌から命じられた。そのような要求に従うことを拒否したため彼は、警察官の助けをかりて強制的に排除されたうえ上記の法律に違反したとする告発に答えるために郡刑務所に投獄された。

この法律の合憲性が争われている、それは奴隷制度を廃止した第13修正および州による制限的な立法を禁止する第14修正に違反するというのである。

1. 奴隷および意に反する苦役(slavery and involuntary servitude)を廃止した第13修正に同法が違反しないことは余りにも明白であるので議論する必要はない。

2. 第14修正の相当な解釈はスロータ・ハウス事件(Slaughter-house cases, 83 U.S.36)においてはじめて当裁判所の注意を引いた、しかし同判決は、人種の問題ではなく排他的特権(exclusive privileges)の1つとのかかわりについて判示したにすぎない。

第14修正の目的が両人種の法の下での絶対的平等を実施することであったのは明白であるが、事柄の性質(the nature of things)において肌の色等を根拠とした差別(discrimination)を廃止することではなかった。場所の分離を要求ないし認容する法律は必ずしも一方の人種が他方より劣っていることを意味しない、そしてそのことは一般的に各州がそれぞれのポリスパワーを行使する際に各州の議会の権限内のこととして是認されていた。これに関する最も普通の例は、白人の子供と黒人の子供との人種別学制(separate schools)の確立にかかわりがある、そしてそれは黒人の政治的権利が最も早くから最も熱心の実施されていた州の裁判所においてであっても議会の有効な権限であると判示されていたのである。(at 543-544.)

異人種間の婚姻を禁止する法律は技術的意味では契約の自由の侵害といえるかもしれないが、それでも各州のポリスパワーの権限内のこととして普遍的に是認されていた。

黒人の政治的平等に介入する法律と学校や劇

場等での両人種の分離を要求する法律との差異はしばしば当裁判所によって指摘されてきた。それ故、*Strauder v. West Virginia*, 100 U.S. 303において、陪審となる資格を21歳以上の白人に限定する州法は黒人の権利の保障を弱め市民社会での黒人の法的劣等性を意味し彼らを奴隷状態に戻すものであり人種差別であると判示されたのである。(at 544-545.)

われわれは、州内通商にのみ適用される州法による人種の強制的分離は黒人の権利を侵害せず法のデュー・プロセスなしに彼の財産を奪うものではないし、第14修正の意味における法の平等な保護を彼に否定するものでもないと考ええる。しかし、他方、車輛を人種別に乗客に割り当てても車掌は自らの危険を覚悟で (at his peril) 行動したことにはならない、あるいは乗客が自己にふさわしいと考える車輛に入ることを車掌が拒否したことに対し乗客への損害賠償を認めないとする前記第2節は立法府の権限の有効な行使であると認めるつもりはない。実際、われわれは、鉄道会社およびその職員の責任を免除する法律のこの部分が違憲であることは州検事によっても容認されていると理解している。特定の車輛を乗客に割り当てる車掌の権限は、州法の下で誰が白人であり誰が黒人であるかを判断する権限と同様、乗客がどの人種であるかを判断する権限を含むのは明らかである。この問題は、原告の弁論要旨 (brief) の中で示されているけれども、本件記録上十分に提示されていない。本件での唯一の争点は、分離した座席を乗客に提供することを鉄道会社に認め、そして車掌が人種別の座席を乗客に割り当てることを認めている限りにおいての制定法の違憲性にすぎない。(at 548-549.)

そうすると第14修正との抵触 (conflict) にかかわる限りにおいて、本件はルイジアナ州の制定法は合理的な規定であるかの問題に帰着する、この問題に関しては議会に大きな裁量が認められなければならない。合理性の問題を判断する際に議会は、確立した用法や習慣、人々の伝統、および公共の平和と善良な秩序 (good order) の保持を考慮して自由に立法をするこ

とができる。このような基準によって判断すると、公共の施設において異なった人種の実分離を認容ないし要求する法律は合理的でないとか、コロンビア地区においてその違憲性が問題とされることはなかった黒人の子供に対し学校の分離を要求する立法以上に第14修正に違反する (obnoxious) ということはできない。(at 550-551.)

黒人に相当するといえるために黒人の血の割合がどの程度必要であるかの問題は、各州によって意見の相違のあることは認められる。ある州では黒人の血の混わりが明らかである人だけを黒人であるとし、他の州では血の優越 (superiority) を必要とし、さらに白人の血の優越は4分の3以上の割合でなければならないとする州もある。しかし、これらは各州の法の下で判断されるべきことである。Xが白人に属するか黒人に属するかはルイジアナ州法の下で明らかにすべき問題である。それ故、下級審の判決を支持することとする。

【ハーラン裁判官の反対意見】

ルイジアナ州法によると、同州が乗客を運送するすべての鉄道会社 (市街電鉄会社を除く) は “各乗客列車に対し2輛以上の客車または別個の設備を確保するために仕切り (partition) を設け各乗客車輛を分離することにより白人と黒人を分離しつつ平等な設備を備えることを要求される。この制定法の下で黒人は白人に割り当てられた車輛の座席を占有することは認められず、白人も黒人に割り当てられた車輛の座席を占有することは認められない。乗客は専らその人種別に使用される車輛ないしコンパートメントを割り当てられる。もし乗客が自分の人種に割り当てられていない車輛ないしコンパートメントに乗ることに固執すれば、彼は罰金刑または郡刑務所に投獄される。

他の人種の子供の世話をする保母 (nurses) に限り同法の適用例外とされる。成人と一緒に旅行をする黒人の従者は例外とされない。たとえその健康状態のため常にそのような従者の個人的援助が必要であるとしても白人は、同一の

車輛で黒人の従者を伴うことは認められない。雇用された黒人のメイドが白人女性と一緒に旅行中に彼女の世話をするために同じ車輛に乗ることに固執すれば彼女はそのことで罰金または投獄される。

それ故、ルイジアナ州は、合衆国市民による公道の使用をその人種のみを根拠として規制しているのである。

このような立法の不正義がどれほど明白と思われるにしても、われわれは、それが合衆国憲法に一致するかだけを検討しなければならない。(at 552-553.)

合衆国憲法は、すべての市民に共通する市民的権利 (civil rights) に関してそのような権利を享受する際に保護されるべき権利を有する人種を知る権利を公的に (public authority) 認めていないと私は考える。各人にはそれぞれの人種としての誇りがある、そして他人の権利に影響しない相当な状況下に彼がそのような誇りを表明して相当と思われる行動をすることは法の平等の下で彼に保障された特権である。しかし、私は、これらの市民的権利にかかわるとき立法府または裁判所が市民の人種に注目できる (may have regard to the race) とすることを否定する (人種を明示する必要なし)。実際、本件で問題となっているような立法は、全米であると個別の州であるとを問わず、市民的権利の平等だけにかかわりがあるのではなく合衆国内のすべての人によって享受される人身の自由 (personal liberty) にかかわりがある。

第13修正は自由に内在するいかなる権利の剥奪も許さない。それは合衆国に従前存在した奴隷制度を廃止しただけでなく、奴隷または奴隷状態の記章 (badges) に相当する負担や無能力を課すことを禁止している。それはこの国における普遍的な市民の自由を宣言した、そして当裁判所もそのように判断してきたのである。しかし、奴隷であった人々の権利の保護に第13修正は十分でないことが判明したため第14修正がそれに続いた。第14修正はアメリカ市民の栄光と威厳 (the dignity and glory) に大いに貢献した。そして“合衆国において出生または帰化

し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。”“いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定しまたは執行してはならない。いかなる州も法のデュー・プロセスによらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない、またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない”と宣言することによって人身の自由の確保に大いに貢献したのである。これら2つの修正条項は、その真の意図と意味に従って実施されれば、人身の自由および市民にかかわるすべての市民的権利を保護することになろう。そして最後に第15修正は、人種を理由として市民は自分の国の政治的コントロールに参加することを否定されるべきではないという目的のために“合衆国市民の投票する権利は、人種、肌の色、または従前の奴隷状態を理由に否定されてはならない”と宣言したのである。

基本法に付加されたこれらの著名な付加文は、世界中の自由の友人によって歓迎された。それらはわれわれの統治制度から人種を除去したのである。当裁判所はさらに“合衆国の法は黒人に対しても白人と同様に平等である……”と宣言した……。今開廷期において当裁判所は、従前の判決に言及し“これらの判決の根底にあるのは、市民的権利および政治的権利にかかわる限り、合衆国の憲法はその現在の形式において中央政府または州政府による人種を理由とした市民に対する差別を禁止している”と宣言したのである。Gibson v. Mississippi, 162 U.S. 565.

以上に引用した判例は最近の憲法修正の適用範囲を示している。それらはまた、司法の運営において人種を理由に陪審員として参加することを黒人の市民に禁止するのは州の権限内のことではないことを示している。(at 555-556.)

本件弁論においてルイジアナ州の制定法はいずれの人種をも差別せず白人の市民と黒人の市民の両者に同様に適用できるルールを定めようと主張されていた。しかし、この主張は困難な問題に触れていない (does not meet the difficulty)。問題の制定法の当初の目的は、黒人に

よって占有されている列車から白人を排除することではなく白人に割り当てられている車輛から黒人を排除することであったことは誰でも知っている。ルイジアナ州の鉄道会社は、旅行者に対する設備については白人と区別しなかった。果たすべきことは、白人と黒人に同一の設備を提供するとの装いの下で (*under the guise*) 後者 (黒人) を旅行中に彼らの車輛に閉じ込めることだった。逆の主張を真面目に主張する人はいないであろう。制定法の基本的目的は、それ故、市民の人身の自由に介入することである。もし白人と黒人が公道において同一の乗り物 (*conveyance*) を選択するのであれば、そのようにすることは彼らの権利であり、各人の自由を侵害することなしに政府は人種だけを理由にそれを阻止できないのである。(at 557.)

白人はこの国において自らを支配的人種 (*dominant race*) と考えている。しかし憲法の観点からすれば、そして法の目からすれば、この国において優越的で支配的な市民階級は存在しない。われわれの憲法は色盲 (*color-blind*) であり、市民を区別していない。市民的権利に関し、すべての市民は法の下で平等である。それ故、本日この最高裁判所が彼らの市民による市民的権利の享受を人種のみを根拠として定めることを州ができると結論したことは誠に遺憾 (*to be regretted*) である。(Id. at 559.)

私見によれば、本日で下された判決は、ドレッド・スコット事件 (*Dread Scott case*) において下された判決と同様、いずれは有害 (*pernicious*) となろう。同判決において、この国に輸入され奴隷として売られたアフリカ人の子孫は憲法の“市民 (*citizens*)” という言葉に含まれていなかったし含まれることを意図していなかった、合衆国の市民を保護するために憲法が提供した権利や特権を主張できなかった、憲法の採用時に彼らは支配的人種の支配下に置かれ従属的でより劣った存在として考えられていたと判示されたのである。最近の憲法の修正条項はこのような原理をわれわれの制度から根絶 (*eradicated*) したと考えられていた。しかし、若干の州においては未だにすべての市民に共通な市民の権利

を人種を前提とする支配的人種——優越した市民クラス——が存在するようである。実際、黒人は白人より劣り彼らは白人の市民によって占められる公共の列車に座ることは認められないとすることほど人種間の憎悪をあおり、それ以上に人種間の不信感をより確実にするものがあるのか？それが、すべての人が認めるであろうように、ルイジアナ州において制定された法の本当の意味である。(What can more certainly arouse race hate, what more certainly create and perpetuate a feeling of distrust between these races, than state enactments, which, in fact, proceed on the ground that colored citizens are so inferior and degraded that they cannot be allowed to sit in public coaches occupied by white citizens? That, as all will admit, is the real meaning of such legislation as was enacted in Louisiana.) (at 560.)

私は、ルイジアナ州法は合衆国憲法 of 精神および文言の両者に違反するという意見である。このような性格の法が合衆国のいくつかの州において制定されるのであれば、その効果は極めて害をもたらす (*mischievous*) こととなろう。法によって制度として容認されていた奴隷はわれわれの国から消え去ったことは事実である、しかし悪意ある (*sinister*) 方法によって自由の完全な享受に介入する州の権限がなお残されているからである。

【研究】

本判決は、ルイジアナ州在住のアメリカ市民であるプレッシーが東ルイジアナ鉄道の1等車の切符を購入し白人専用車輛の空席に座っていたところ車掌から黒人専用車輛への移動を要求されたにもかかわらずこれに応じなかったため駆け付けた警察官により強制的に排除されたうえ投獄された事案につき、列車内の設備等が同一である限り、鉄道での白人と黒人との分離を規定する1890年のルイジアナ州法は不合理とはいえず第14修正のデュー・プロセス条項にも違反しないとして“分離すれど平等 (*separate but equal*)” の法理を肯定したものとしてつとに有名なものである。

ところで、合衆国最高裁は1857年のドレッド・スコット判決¹⁾において、所有者によってミズーリ州からイリノイ州(奴隷制度廃止州)に連れて行かれた時点で自由人となったにもかかわらずその後スコットらを譲り受けた新しい所有者によってミズーリ州(奴隷制度肯定州)に連れ戻されたためミズーリ州法が再び適用されるかが争われた事案につき、連邦裁判所は本件について管轄権を有しないとしたうえでアフリカから合衆国に強制連行され奴隷として売買された黒人奴隷は合衆国憲法にいう合衆国の市民に該当しないとしてミズーリ州法の適用を肯定した。そして南北戦争直後の1873年のスロータ・ハウス事件²⁾において、食肉処理施設等を25年間にわたり1つの会社に独占させるルイ

ジアナ州法の合憲性が争われた事案につき、伝統的な連邦主義の観念に固執し第14修正のデュー・プロセス違反を否定したのである。

連邦法と州法との二元性を強調しつつ奴隷制度の違憲性を否定する本判決は、このような判例の延長線上にありウォーレン長官執筆の1954年のブラウン判決³⁾において“分離すれども平等”の法理が正面から否定されるまでのほぼ60年間にわたりアメリカ判例法を支配し続けていた。いずれにせよ黒人奴隷制の問題はアメリカ法を論ずるうえで看過できないものであるが、1868年(明治元年)成立の第14修正のデュー・プロセス条項とのかかわりでやや複雑な様相を呈している。その詳細については別途あらためて検討することとしたい。

1) *Dred Scott v. Sandford*, 60 U.S. 393 (1857). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (44)」名城ロースクール・レビュー第34号(本号)。

2) *Slaughter-House Cases*, 83 U.S. (16 Wall) 36 (1872). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (45)」名城ロースクール・レビュー第34号(本号)。

3) *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (47)」名城ロースクール・レビュー第34号(本号)。

(2015年5月14日稿)